

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年7月26日（令和3年（行個）諮問第121号）

答申日：令和5年7月6日（令和5年度（行個）答申第5033号）

事件名：本人が特定期間に行った労災保険の請求に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月12日付け埼労発基0112第2号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人から提出された意見書については、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申出があったことから、内容は記載しない。）。

マスキングの所を知りたいので、開示して頂きたいと思いました。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書は、法14条3号イに該当する部分を追加するものであり、下記3（2）イ（ア）において下線で示している。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年11月18日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消し（原処分における不開示部分の開示）を求めて、令和3年4月21日付け（同月23日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、審査請求は棄却すべきもの  
と考える。

### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について (略)

(2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、  
3の②、5の①、6の①、7及び8の①の不開示部分は、審査請求  
人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情  
報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる  
ものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、か  
つ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処  
分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、  
6の②及び8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下、労  
働基準監督署は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に  
係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した  
内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不  
当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利  
益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、か  
つ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処  
分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、  
4の②、5の①、②及び6の①、③の不開示部分は、特定法人の印  
影又は事業を営む個人の職氏名、印影、署名及び電話番号である。  
印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、  
これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそ  
れがある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を  
害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原  
処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、  
2、6の④及び8の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関  
する情報等であり、一般に公にしていない内部情報である。これら  
の情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱  
いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事  
業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある  
ことから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開

示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①、5の③及び6の⑤の不開示部分は、当該事業場及び医療機関における情報であり、一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、6の②及び8の②の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、2、6の④及び8の③の不開示部分は、事業場業務内容に関する情報であり、一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したが

って、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①、5の③及び6の⑤の不開示部分は、当該事業場等において一般に公にしていない内部情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報に係る原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月31日 審議
- ④ 同年9月3日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年10月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和5年5月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年6月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該

当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番1，通番6，通番19及び通番20

(ア) 当該部分は，特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書（以下「復命書」という。）並びに審査請求人，医療機関及び労災医員からの各提出資料に記載された審査請求人の主治医 a の氏名，主治医 b の氏名及び印影並びに主治医 c の氏名，署名及び印影であり，それぞれ，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であつて，特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 当該部分のうち，主治医の各氏名は，原処分において開示されている情報と同様の内容であるか，又はそれから推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(ウ) 当該部分のうち，主治医 b 及び主治医 c の各印影は，下記ケにおいて休業補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）の医師の証明欄に押印され開示すべきとされているものと同じであると認められる。

(エ) その余の部分である主治医 c の署名は，意見書に記載されているが，請求書の内容について確認，補足等を求めるための意見書については，その目的からして，請求書に証明を行った医師（主治医）が記載することが通例である。本件においても，主治医 c は，下記ケにおいて請求書の証明欄に記載され開示すべきとされている署名に係る医師と同じ者であると認められ，当該署名についても，請求書の署名と同じものであると認められる。

(オ) 個人の署名及び印影については，審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても，その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが，上記（ウ）及び（エ）の理由から，当該署名及び印影は，審査請求人が知り得る情報であり，法14条2号ただし書イに該当する。

(カ) したがって，当該部分は，法14条2号に該当せず，開示すべきである。

#### イ 通番4

当該部分は，資料一覧に記載された特定事業場からの提出資料の名称及び監督署の受理日に関する記載である。当該部分は，原処分において開示されている情報と同様の内容であるか，又はそれから推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は，これを開示しても，特定事業場の権利，競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5，通番8，通番11及び通番16

当該部分は、審査請求人及び特定事業場からの各提出資料並びに監督署照会資料に記載された当該事業場の印影である。当該部分のうち、通番5は、審査請求人からの提出資料である「療養補償給付たる療養の給付請求書」の事業主証明欄に押印された印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、その余の部分は、当該印影と同じものである。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

エ 通番7，通番12及び通番18

当該部分は、特定事業場からの提出資料及び監督署照会資料の一部である。当該部分は、特定事業場のパートタイマー等に関する就業規則、同事業場のシフト管理表の題名、表頭（月日及び曜日）及び審査請求人に係る勤務時間帯、審査請求人が在職していた期間に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」（労働者の過半数を代表する者の署名及び印影並びに特定事業場の印影を除く。）及び「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」（同）並びに審査請求人に係る診療報酬明細書である。当該部分は、特定事業場のパートタイマーの従業員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番9（1）

当該部分は、特定事業場のシフト管理表のうち、審査請求人の氏名の部分である。当該部分は、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により同条3号イにも該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番9(2)

当該部分は、特定事業場の「時間外労働・休日労働に関する協定届」及び「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定」に記載された労働者の過半数を代表する者の署名及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、これらの協定については、労働基準法106条1項により当該事業場の労働者に周知しなければならないとされており、特定事業場の従業員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により同条3号イにも該当せず、開示すべきである。

#### キ 通番9(3)

当該部分は、復命書に添付された審査請求人が勤務していた特定事業場の特定店舗内を写した写真の一部である。

当該部分のうち、人物を除く店舗内の部分は、当該店舗に勤務していた審査請求人が知り得る情報であると認められる。

その余の部分は、人物の顔部分を除く体の部分であり、下記(2)イ(ア)において不開示とすることが妥当であるとしている顔部分と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法15条2項に基づく部分開示について検討すると、その余の部分は、個人を識別することができる部分には該当せず、これを開示しても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により同条3号イにも該当せず、開示すべきである。

#### ケ 通番14

当該部分は、監督署照会資料の一部であり、審査請求人が特定監督署に提出した請求書の医師の証明欄に記載された主治医bの印影並びに主治医cの署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

請求書は、休業補償給付を受けようとする者が、医師等及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、上記の理由から、当該医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番1、通番19及び通番20は、復命書並びに医療機関及び労災医員からの各提出資料に記載された、特定事業場又は特定の医療機関の従業員の職氏名及び主治医aの印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であるから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番9（①-1）及び通番14（①-1）

当該部分は、特定事業場からの提出資料及び監督署照会資料の各一部である。

当該部分は、審査請求人のタイムカード上に確認等のために押印された特定事業場の従業員の印影、同事業場の報告書に記載された従業員の氏名及び署名、電話録取書に記載された被聴取者の氏名、所属及び電話番号並びに特定事業場の特定店舗内を写した写真の人物の顔部分である。当該部分は、それぞれ、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個



人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であるから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9 (①-2) 及び通番14 (①-2)

当該部分は、特定事業場からの提出資料及び監督署照会資料の各一部であり、書類の作成等を業として行う者の職氏名、印影及び電話番号である。

当該部分は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これを開示すると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番10

当該部分は、特定事業場のシフト管理表のうち、審査請求人以外の従業員の氏名の部分である。諮問庁は、当該部分を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした上で、法14条2号及び3号イに該当し不開示とすることが妥当としているが、当該部分は、行ごとに審査請求人を除く従業員の氏名とその勤務時間帯が記載されている情報のうち、氏名の部分であり、審査請求人を識別することができる情報が含まれていない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、不開示としたことは、結論において妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2、通番15及び通番21は、復命書、監督署照会資料及び労災医員からの提出資料の一部であり、電話録取書に記載された特定監督署の担当官による関係者からの聴取内容、復命書及び地方労災医員の意見書における当該聴取内容の引用部分であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょさせることとなり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3, 通番17及び通番22

当該部分は、復命書、監督署照会資料及び労災医員からの提出資料の一部であり、審査請求人の雇用管理に関する文書の内容及び請求書に受理後に記載された特定事業場に関する情報であり、いずれも、同事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4

当該部分は、提出資料一覧の一部であり、特定事業場が特定監督署に提出した資料名であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番7及び通番12

当該部分は、特定事業場からの提出資料の一部であり、同事業場のパートタイマー等を除く従業員に適用される規則、同事業場が特定の官公署に届け出た書類、同事業場が作成した審査請求人及び同事業場に関係する資料等であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エ(イ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番13

当該部分は、特定事業場のシフト管理表のうち、審査請求人以外の従業員の氏名を除く行の部分である。諮問庁は、当該部分を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした上で、法14条3号ロ及び7号柱書きに該当し不開示とすることが妥当としているが、当該部分は、行ごとに審査請求人を除く従業員の氏名とその勤

務時間帯が記載されている情報のうち、勤務時間帯の部分であり、審査請求人を識別することができる情報が含まれていない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、不開示としたことは、結論において妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の通番10及び通番13並びに3欄に掲げる部分を除く部分は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

- ① 私が、2019年特定日に遭った労災事故に関し、特定労働基準監督署に労災保険の請求を行った件の全ての書類（添付書類含む）及びレセプト。
  - ② 私が、2020年特定月A～特定月B頃に特定労働基準監督署に労災保険の請求を行った全ての書類（添付書類含む）。
- のうち、②に係る書類

別表 不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開 示すべき部分
	該当部分	法 1 4 条 各 号 該当性	通番	
1 調査復命 書	① 2頁ないし6頁, 8頁, 10頁ないし15頁, 19 頁ないし24頁, 27頁な いし31頁, 33頁, 37 頁, 38頁及び40頁の職 氏名	2号	1	24頁, 27頁, 28頁, 30頁, 31頁
	② 5頁, 6頁, 8頁, 10 頁ないし15頁, 19頁, 21頁, 23頁, 29頁, 31頁ないし33頁, 37 頁及び38頁(①を除く不 開示部分)	2号, 7号柱 書き	2	—
	③ 33頁(①, ②を除く不 開示部分)の事業場に関す る情報	3号 イ, 7 号柱書 き	3	—
2 資料一覧	1頁及び2頁の不開示部分	3号 イ, 7 号柱書 き	4	1頁20行目ない し22行目, 28 行目, 30行目な いし最終行, 2頁 24行目
3 請求人か らの提出 資料	① 1頁及び4頁の法人の印 影	3号イ	5	全て
	② 6頁の氏名	2号	6	全て
4 事業場か らの提出 資料①	① 1頁ないし44頁の不開 示部分	3号 ロ, 7 号柱書 き	7	32頁ないし43 頁
	② 45頁の法人の印影	3号イ	8	全て
5 事業場か らの提出 資料②	①-1 3頁, 4頁, 6頁 及び13頁の個人の印影, 7頁ないし10頁及び28 頁の審査請求人の氏名, 3 7頁の氏名, 20頁, 22 頁, 24頁, 26頁, 29 頁及び31頁の署名及び印 影, 34頁の署名, 14頁 ないし19頁の写真 ①-2 11頁の職氏名及	2号, 3号イ	9	(1) 7頁ないし 10頁及び28頁 の審査請求人の氏 名 (2) 20頁, 2 2頁, 24頁, 2 6頁, 29頁及び 31頁の署名及び 印影 (3) 14頁ない

		び印影			し 1 9 頁の写真 (人物の顔部分を 除く。)
		①-3 7頁ないし10頁 及び28頁の審査請求人以外 の者の氏名, 33頁の氏名, 42頁		10	保有個人情報非該当
		②11頁ないし13頁, 20頁, 22頁, 24頁, 26頁, 29頁, 31頁及び34頁(①を除く不 開示部分) 法人印影	3号イ	11	全て
		③-1 7頁ないし42頁 (①, ②を除く不開示部分) (下記③-2を除く。) 事業場 の情報	3号 ロ, 7 号柱書 き	12	(1) 7頁ないし10頁及び28 頁の表の題名及び表頭(月日 及び曜日)並びに審査請求 人に係る行, 33頁の表の題 名及び表頭(月日及び曜日) (2) 20頁ないし27頁及び 29頁ないし32頁(個人の署 名及び印影並びに法人の印 影を除く。)
		③-2 7頁ないし10頁 及び28頁の審査請求人以外 の者に係る行, 33頁に掲げ る者に係る行		13	保有個人情報非該当
6	監督署照 会資料	①-1 10頁ないし12頁 及び15頁ないし17頁の相手 方欄, 21頁の個人の印影, 22頁の印影, 25頁, 28頁, 30頁, 32頁及び34頁の署名 及び印影, 26頁の氏名, 29 頁及び31頁の印影 ①-2 22頁の署名及び 電話番号	2号, 3号イ	14	21頁, 22頁, 25頁, 28頁, 29頁, 30頁, 31頁, 32頁 及び34頁
		②10頁ないし17頁(① を除く不開示部分)	2号, 7号柱 書き	15	—

		③ 18頁及び21頁（①を除く不開示部分）法人の印影	3号イ	16	全て
		④ 21頁（①，③を除く不開示部分）	3号イ，7号柱書き	17	—
		⑤ 38頁ないし69頁の不開示部分	3号ロ，7号柱書き	18	全て
7	医療機関からの提出資料	2頁及び14頁の氏名及び印影，20頁及び21頁の署名及び印影，6頁ないし11頁及び23頁ないし33頁の氏名	2号	19	2頁の氏名，14頁の氏名及び印影，20頁及び21頁の署名及び印影，6頁ないし11頁の全て，25頁ないし33頁の全て
8	労災医員からの提出資料	① 2頁の個人の印影，4頁ないし6頁，8頁，9頁，11頁，13頁及び20頁ないし23頁の氏名	2号	20	4頁，5頁，8頁及び9頁
		② 6頁，11頁，13頁，14頁及び20頁ないし23頁（①を除く不開示部分）	2号，7号柱書き	21	—
		③ 13頁（①，②を除く不開示部分）事業場に関する情報	3号イ，7号柱書き	22	—

注 2欄の記載については，当審査会事務局において整理した。